

『左官業務及び内装仕上げ業務』 安全衛生のポイント

脚立・可搬式作業台

(1) 使用前に必ず点検！〔可搬式作業台〕

各部を確認しよう

- ・ねじの緩み
- ・部品の外れ
- ・部材の曲がり・割れ

手掛かり棒

天板の高さ 700mm 以上は、
手掛かり棒の設置が望ましい。

天板

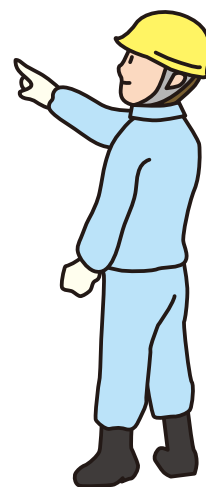
手掛かり棒を
確実にロック

主脚

主脚のストッパーを
確実にロック

延長脚のストッパーを
確実にロック

延長脚



守るべきこと

- ① 開き止め金具、脚部滑り止め及び、伸縮固定金具の点検をし、不良なものは使用しないこと。
- ② 可搬式作業台の設置場所は水平で安定した場所とすること。

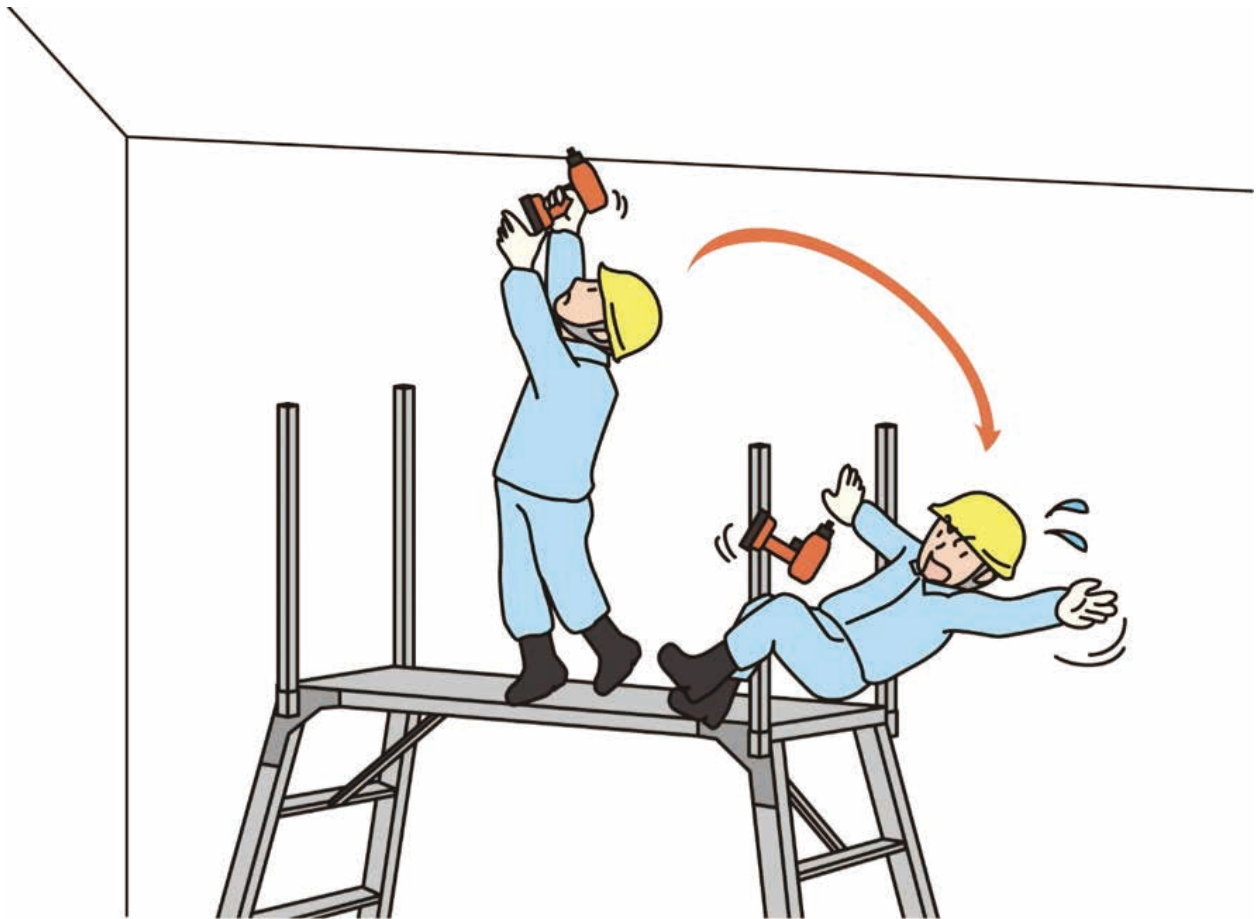
(2) 可搬式作業台の安全な昇降



守るべきこと

- ① 脚立・可搬式作業台に背を向けて昇降しないこと。
- ② 本体か、手掛かり棒を持って昇降すること。
- ③ 手に物を持ったまま昇降しないこと。

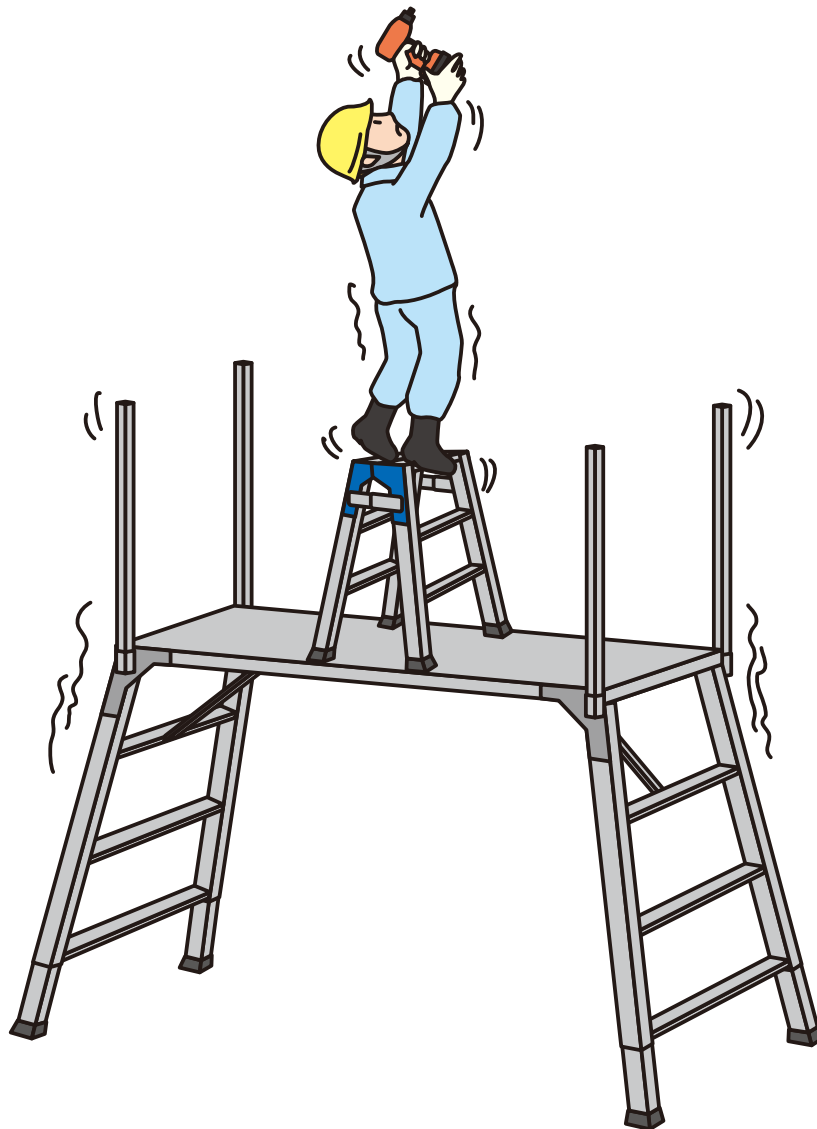
(3) 無理な姿勢での作業は禁止！



守るべきこと

- ① 無理な姿勢での作業は禁止すること。
- ② 作業台から身を乗り出して作業しないこと。
- ③ 作業台の周りに荷物を置かないこと。

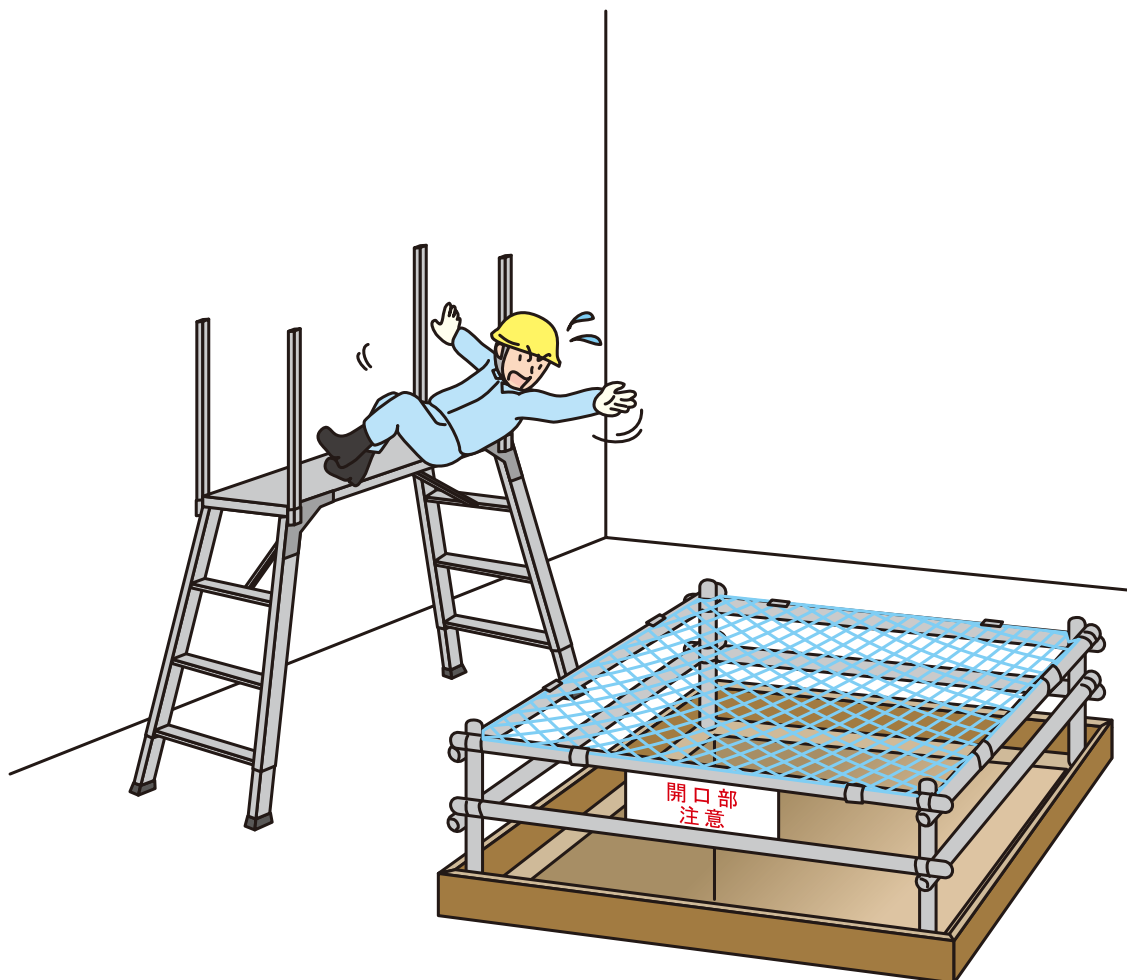
(4) 作業台の上に脚立や踏台を置いての作業禁止



守るべきこと

- ①天板の上に脚立や踏台などを載せて作業しないこと。
- ②作業に適した高さの作業台を設置すること。

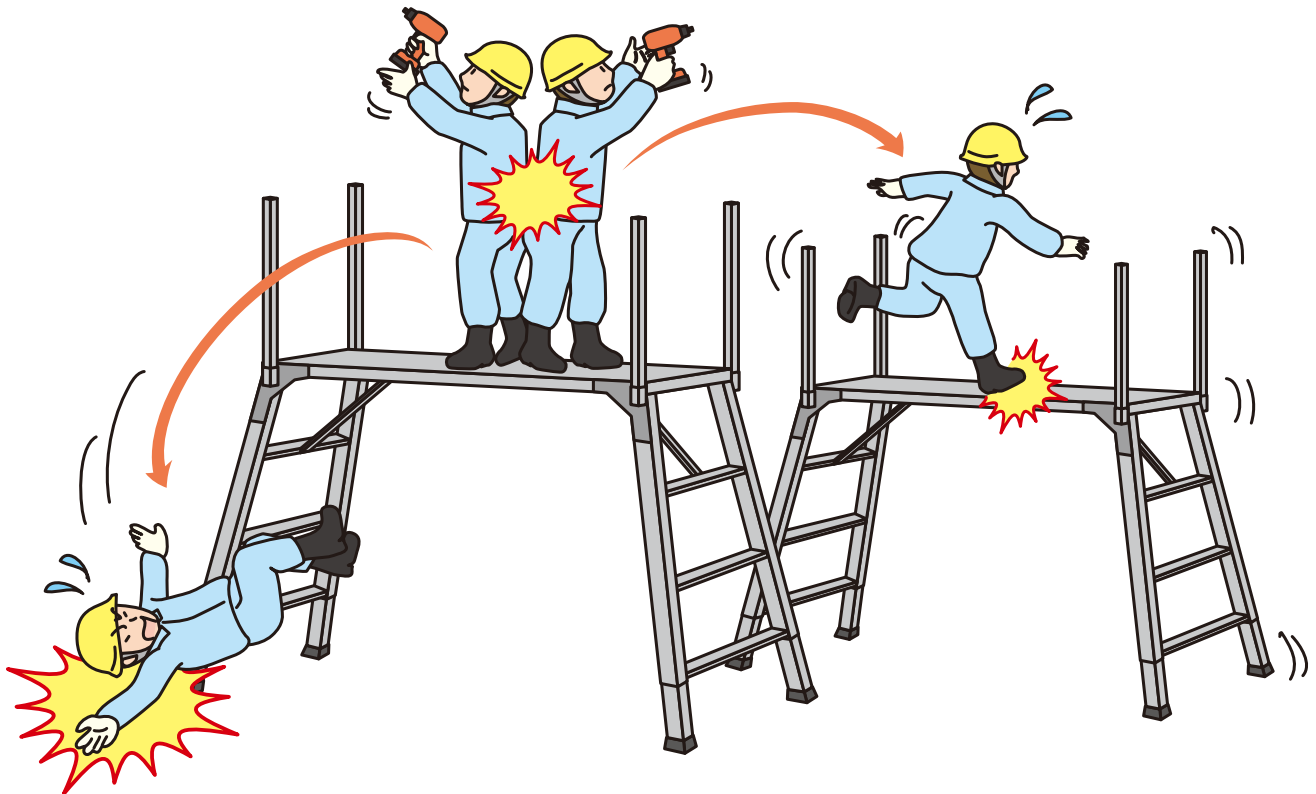
(5) 作業台を設置する際は足元をしっかりと確認！



守るべきこと

- ①設置するときは、足元にスリーブ穴等のない場所に設置すること。
- ②作業場所は整理整頓した場所へ設置すること。
- ③開口部周りで垂直又は水平養生のない場所は避けること。

(6) 2人同時に乗っての作業は禁止



守るべきこと

- ①作業台に2人同時に乗って作業しないこと。
- ②作業台から別の作業台に乗り移っての作業は禁止です。
- ③別の作業台で作業する場合、一旦降りてから他の作業台に移ること。

(7) 使用前に必ず点検！〔脚立〕

各部を確認しよう

- ・ねじ、ピンの緩み、脱落
- ・部品の外れ
- ・支柱、踏みさん、部材の変形、損傷



守るべきこと

- ①開き止め金具、脚部滑り止め及び、伸縮固定金具の点検をし、不良なものは使用しないこと。
- ②脚立の設置場所は水平で安定した場所とすること。

(8) 踏みさんを背にした作業の禁止！



守るべきこと

- ① 踏みさんを背にして作業しないこと。
- ② 天板上に立って作業をしないこと。